

国指定大鳥朝日鳥獸保護区  
大鳥朝日特別保護地区  
指定計画書  
(環境省案)

平成26年 月 日

環境省

## 1 特別保護地区の概要

### (1) 特別保護地区の名称

大鳥朝日特別保護地区

### (2) 特別保護地区の区域

大鳥朝日鳥獣保護区のうち、山形県西村山郡西川町所在国有林山形森林管理署86林班並びに87林班はからり及びイからニまでの各小班の区域、同県鶴岡市所在国有林庄内森林管理署114林班いからへ及びイからトまでの各小班の区域、大鳥池の区域並びに新潟県村上市所在国有林下越森林管理署村上支署1093から1095まで、1101及び1102の各林班、1113林班い2からい4及びろ1からろ3までの各小班、1116林班い2小班、1117林班い2、い3及びろ1からろ3までの各小班並びに1119から1121まで、1212及び1213の各林班の区域

### (3) 特別保護地区の存続期間

平成26年11月1日から平成46年10月31日まで（20年間）

### (4) 特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

### (5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、山形県及び新潟県にまたがる朝日山地に位置し、標高300メートルから1,800メートルの標高差を有し、ブナを主とする森林地帯からハイマツ等が広がる低木群落まで多様な自然環境を有している。

このような自然環境を反映して、鳥類では、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のイヌワシ及びクマタカ、絶滅危惧Ⅱ類のハヤブサ、準絶滅危惧種のオオタカ等の希少猛禽類の生息が確認されている。

当該鳥獣保護区の中でも、化穴山から以東岳及び西朝日岳を経て袖朝日岳に至る稜線周辺部には、風衝草原及び雪田草原が広がるとともに、その周辺には多様な低木群落広がるため、開けた環境の上空を旋回し又は低空を飛行して獲物を狩るイヌワシの採餌の場として特に重要となっている。また、大鳥池周辺等には、原生的なブナチシマザサ群落が広がっているためイヌワシの餌となるトウホクノウサギ等の哺乳類やヤマドリ等の鳥類、爬虫類が生息するとともに、それら林内のギャップや林縁はイヌワシの採餌及び休息の場となっており、イヌワシにとって良好な生息環境となっている。

このため、当該鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域として、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

## 2 特別保護地区の保護に関する指針

### (1) 保護管理方針

1) 希少鳥獣生息地の保護区として、イヌワシを始めとする希少猛禽類の保護を図る

ため適切な管理に努める。

- 2) 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 3) 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、区域内の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- 4) 特に違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。

### 3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積	8,611	ha		
内訳				
ア 形態別内訳				
林野	8,575	ha		
農耕地	—	ha		
水面	36	ha		
その他	—	ha		
イ 所有者別内訳				
国有地	8,575	ha		
国有林—林野庁所管	8,575	ha	{	
			制限林	8,575 ha
			普通林	— ha
				{
				保安林
				8,329 ha
				砂防指定地
				— ha
				その他
				246 ha
公有水面	36	ha		
ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域				
自然公園法による地域	8,611	ha		(名称：磐梯朝日国立公園)
特別保護地区	3,142	ha		
特別地域	5,469	ha		

### 4 指定区域における鳥獣の生息状況

#### (1) 当該地域の概要

##### ア 特別保護地区の位置

当該区域は、山形県鶴岡市、西置賜郡西川町及び新潟県村上市にまたがる朝日山地に位置する。

##### イ 地形、地質等

当該区域は、標高500mから1,800mの大朝日岳、以東岳を主峰とする山岳地帯

を主体とし、中～古生層の地殻の中に花崗岩類貫入があった後、第四紀の急速な隆起運動により成立した非火山性山地である。本山地は全般に北西―南東及び北東―南西方向の構造となっているため、偏東積雪という気象的影響を受け、尾根の東側面に連成する雪庇とその雪崩現象等により、西緩東急の非対称地形を形成している。

#### ウ 植物相の概要

当該区域は、冷温帯に属し、標高1,200m付近まではブナを主とした落葉広葉樹林が分布しているが、雪崩地形の東斜面は高木がほとんど生育できずタニウツギ、ヒメヤシャブシ等の低木林となっている。

標高1,200mから1,400m付近のブナ帯上部は、亜高山帯と同じ高度帯であるが、いわゆる偽高山帯とよばれるミヤマナラ、ミネカエデ、ナナカマド等の落葉低木林を形成しており、標高1,600m以上の稜線周辺部は、偏東積雪という気象的影響による非対称地形を形成していることから、稜線の東側斜面には、好雪性の雪田群落があり、稜線の頂部や西側斜面には、嫌雪性のハイマツ低木林のほか、風衝草原等が見られる。

#### エ 動物相の概要

当該区域は、区域の大半を占めるブナを主とする落葉広葉樹林を生息地として、イヌワシ、クマタカ、オオタカ、ハヤブサ等39科102種の鳥類が確認されているほか、ニホンカモシカ、ニホンツキノワグマ、トウホクノウサギ等の哺乳類の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類  
別表のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況  
当該地域での被害は生じていない。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項  
当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

#### 6 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

- |               |    |   |
|---------------|----|---|
| (1) 特別保護地区用制札 | 26 | 本 |
| (2) 特別保護地区用標柱 | 6  | 本 |
| (3) 案内板       | 2  | 基 |

## 生息する鳥獣類

## ア. 鳥類

目	科		種または亜種	種の指定等
【キジ目】	キジ科	○	ヤマドリ	
【カモ目】	カモ科	○	オシドリ	DD
		○	マガモ カルガモ オナガガモ コガモ	
【カイツブリ目】	カイツブリ科		カイツブリ	
【ハト目】	ハト科	○	キジバト アオバト	
【ペリカン目】	サギ科		ゴイサギ アオサギ	
【カッコウ目】	カッコウ科	○ ○ ○	ジュウイチ ホトトギス ツツドリ カッコウ	
【ヨタカ目】	ヨタカ科		ヨタカ	NT
【アマツバメ目】	アマツバメ科		ハリオアマツバメ アマツバメ	
【チドリ目】	チドリ科		イカルチドリ メダイチドリ	
	シギ科		ヤマシギ イソシギ	
【タカ目】	タカ科	○ ○	ハチクマ トビ ハイタカ オオタカ サシバ ノスリ イヌワシ クマタカ	NT NT 国内希少、VU VU 国天、国内希少、EN 国内希少、EN
【フクロウ目】	フクロウ科		オオコノハズク コノハズク フクロウ アオバズク	
【ブッポウソウ目】	カワセミ科	○ ○	アカショウビン カワセミ ヤマセミ	
	ブッポウソウ科		ブッポウソウ	EN
【キツツキ目】	キツツキ科	○ ○	アリスイ コゲラ アカゲラ アオゲラ	
【ハヤブサ目】	ハヤブサ科		チョウゲンボウ コチョウゲンボウ ハヤブサ	国内希少、VU
【スズメ目】	サンショウクイ科		サンショウクイ	VU
	カササギヒタキ科		サンコウチョウ	
	モズ科		モズ	
	カラス科	○ ○ ○ ○	カケス ホシガラス ミヤマガラス ハシボソガラス ハシブトガラス	
	ククイタダキ科		ククイタダキ	
	シジュウカラ科	○ ○ ○	コガラ ヤマガラ ヒガラ シジュウカラ	
	ツバメ科		イワツバメ	

目	科	種または亜種	種の指定等	
【スズメ目】	ヒヨドリ科	○ ヒヨドリ		
	ウグイス科	○ ウグイス ヤブサメ		
	エナガ科	エナガ		
	ムシクイ科	○ メボソムシクイ エゾムシクイ ○ センダイムシクイ		
	メジロ科	メジロ		
	ヨシキリ科	オオヨシキリ		
	ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ		
	ミソサザイ科	○ ミソサザイ		
	ムクドリ科	ムクドリ		
	カワガラス科	○ カワガラス		
	ヒタキ科	マミジロ トラツグミ クロツグミ ツグミ コマドリ コルリ ルリビタキ ジョウビタキ サメビタキ ○ キビタキ ○ オオルリ		
	イワヒバリ科	○ イワヒバリ カヤクグリ		
	スズメ科	ニュウナイスズメ スズメ		
	セキレイ科	○ キセキレイ セグロセキレイ ○ ビンズイ		
	アトリ科	アトリ カワラヒワ マヒワ オオマシコ ウソ シメ イカル		
	ホオジロ科	○ ホオジロ カシラダカ ○ ノジコ アオジ ○ クロジ	NT	
	合計	15 目	39 科	102 種

イ. 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
【モグラ目】	トガリネズミ科	トガリネズミ カワネズミ ジネズミ	
	モグラ科	ヒミズ アズマモグラ	
【コウモリ目】	キクガシラコウモリ科	キクガシラコウモリ	
	ヒナコウモリ科	ヤマコウモリ ユビナガコウモリ	
【サル目】	オナガザル科	○ ホンドザル	
【ネコ目】	イヌ科	ホンドタヌキ ホンドキツネ	
	イタチ科	ホンドテン ホンドイタチ ホンドオコジョ ニホンアナグマ	NT
	クマ科	○ ニホンツキノワグマ	
	ジャコウネコ科	ハクビシン	
【ウシ目】	ウシ科	○ ニホンカモシカ	国特天
【ネズミ目】	リス科	○ ニホンリス ホンドモモンガ ムササビ	
	ネズミ科	ヤチネズミ ハタネズミ カヤネズミ アカネズミ ヒメネズミ クマネズミ ハツカネズミ	
	ヤマネ科	ヤマネ	国天
【ウサギ目】	ウサギ科	トウホクノウサギ	
合計	7目	14科	30種

(注)

1. 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、鳥類については「日本鳥類目録 改訂第7版(2012年、日本鳥類学会)」、獣類については「日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然環境局 野生生物課)」に拠った。

2. 種の指定等の要件は次のとおりである。

国天：国指定天然記念物

国特天：国指定特別天然記念物

レッドリスト(平成24年、環境省)(ア. 鳥類)

レッドリスト(平成24年、環境省)(イ. 獣類)

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧

DD：情報不足、

国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

3. ○印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第6項第1号の規定により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

